

令和6年度 デジタル人材育成業務

(沖縄振興特別推進交付金事業)

仕様書

沖縄市 経済文化部 企業誘致課

デジタル人材育成業務 仕様書

1 目的及び趣旨

沖縄市は、所得が沖縄県全体の1人当たり市町村民所得2,332千円の9割未満に留まるなど低くなっている。また、沖縄県同様に15～24歳の若年層において失業率が特に高く、全国の同年齢層の失業率と比較して大きな乖離がみられる。

本業務では、ひとり親世帯と若年者を対象に、実践的・専門的なITスキル習得の研修を実施することで、新たな就労機会の提供と今後のキャリアアップやキャリアチェンジを支援するとともに、企業の就職に必要とされるデジタル技術の習得による所得向上や、場所や時間にとらわれずに働ける環境へ適応できる人材の育成を行うことを目的とする。

2 契約期間

令和6年6月中旬から令和7年2月28日まで（予定）

3 研修の開催方法等

- ・対面とオンラインのハイブリッド開催を可能とする。
- ・研修会場については沖縄市内とし、市と協議の上、日時及び場所を決定すること。
- ・研修に関する設備環境（PC調達や通信環境など）は、必要に応じて受託者が整備を行う。
- ・受講者に金銭的負担が生じないよう、必要なソフトウェアは基本的にフリーソフトや一定期間無償利用が可能なソフトウェアを用いて実施可能となるよう留意すること。

4 予算額

23,586千円（うち1,000千円は成功報酬とする。）

5 業務内容

(1) イベント講座・セミナーの開催

デジタル技術の習得による就業機会創出の機運を高めるため、ひとり親世帯と若年者を対象としたイベント講座やセミナーを開催する。（各1回以上開催）

(2) 研修プログラムの実施

- ・受講者の選抜及び決定の通知連絡
- ・受講者がオンライン及び対面での受講により、デジタル技術を習得し、就業へつながる研修プログラムを実施すること。
- ・受講者数は30名以上とする。
- ・独立行政法人 情報処理推進機構のデジタルスキル標準を踏まえた研修であること。
- ・受講者が研修プログラムをどの程度理解しているかを把握するための進捗管理や、受講上の相談対応など、きめ細やかな支援を実施すること。

(3) 就業支援

受講者の就業支援を行うため、就業先となる企業開拓を行い、就業機会を手配するとともに、就業先との連携を図ること。未就業者や希望者に対しては、受講後のフォローアップを行うこと。

(4) 対象者

ひとり親世帯、若年者（18歳～39歳）

(5) 広報の実施

本事業の実施にあたり、ウェブサイト、チラシ、SNS等の媒体を活用し、効果的な広報を実施すること。

(6) 問い合わせ対応

本事業の受託決定後、本業務に対する問い合わせ対応を行うこと。

6 スケジュール

本業務で想定しているスケジュールは下記のとおりとするが、詳細は市と受託者の協議によって決定する。

広報期間 : 1か月

イベント講座・セミナー : 研修プログラム受講者決定前

基礎講座、リスキリング教育講座 : 1か月程度

企業実習 : 1か月

就労支援 : 8か月程度

7 実施効果の測定・分析等

(1) アンケートの実施

- ・ イベント講座・セミナーの開催に対する受講者アンケート調査を実施すること。
- ・ 研修プログラムに対する受講者アンケート調査を実施すること。
- ・ 就業支援に対するアンケート調査を実施すること。
- ・ 上記アンケート調査の実施後、集計結果を整理した報告書を速やかに提出すること。

(2) 追跡調査

- ・ 委託期間内に受講者に対する追跡調査を実施することで、受講者の就業・定着状況を把握し、追跡調査の実施結果等をまとめた報告書を提出すること。
- ・ 追跡調査の実施に当たっては、良質な雇用の基準を満たした雇用であることを確認することとし、必要に応じて労働条件通知書等の書類の提出を求めること。

(3) 目標管理・実績報告

受託者は、市が本業務遂行上、設定した目標値について共同で管理し、適宜報告書を提出すること。目標値は次のとおり。

項目	対象	目標値
本事業によりデジタルリテラシー向上が認められた人数	講座 受講者	80%
本事業により就業（転職・副業含む）もしくは給与向上が実現した者の人数	講座 修了者	30%

8 留意点

- (1) 受託者は随時市の求めに応じ、その実績資料等を速やかに提出すること。
- (2) 当事業は沖縄振興特別推進交付金を活用した事業であるため、事業終了後も会計検査等において、市の求めに応じ随時対応すること。

9 委託料の支払い等

- (1) 本契約は概算契約とする。予算額 23,586 千円のうち 1,000 千円は成功報酬とし、「7 実施効果の測定・分析等 (3) 目標管理・実績報告」で定めた目標値をすべて達成した場合にのみ成功報酬を支払うものとする。
- (2) 受託者は、検査に合格したときは委託料の支払いを市に請求することができる。
- (3) 市は、前項の規定による請求を受けたときは、請求書を受理した日から 30 日以内にその額を支払う。
- (4) 受託者は、委託料を本委託業務以外の支払いに充当してはならない。
- (5) 本委託業務が終了し、委託契約金額が確定した結果、受託者に交付された委託料に返還額が生じたときは、受託者は市の求めに応じ、速やかに委託料を返還する。
- (6) 消費税免税事業者は、委託料に消費税相当額を含めた請求はできない。

10 提出書類について

- (1) 受託者は、作業着手前に監督員の指示する様式により、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。
 - ① 事業計画書
 - ② 着手届
 - ③ 管理・責任者届
 - ④ 業務従事者名簿
 - ⑤ 業務従事者の履歴書
 - ⑥ 就業規則その他関係する規程
 - ⑦ 消費税等に関する課税事業所の可否がわかるもの。

- (2) 実施状況の報告について、市からの求めがあった場合、原則3日以内に報告書を提出すること。
- (3) 当事業は沖縄振興特別推進交付金を活用した事業であり、完了検査を受けるため、2月末までの事業実績報告を令和7年3月上旬に提出すること。
- (4) 事業実績報告に必要とする書類
 - ① 事業報告（各コースの受講・修了状況等）
 - ② 貸金台帳
 - ③ 給与明細書（人件費としての経費支出があった場合）
 - ④ 労働者の業務日誌
 - ⑤ 収支報告（事業費に関する支出が確認できる書類（写し）含む）
 - ⑥ その他、市が必要と求める報告書
- (5) 本業務で整えた資料、報告書及び支出に係る領収書等は、事業終了後5年間厳重に保管し、提出を求められた場合は速やかに提出すること。

11 検査

業務が完了後、直ちに業務完了報告書を提出しなければならない。検査の結果、不良又は不備がある場合は、受託者の責任で作成し、提出しなければならない。

12 業務現場管理

業務期間中は、業務場所における安全に関する巡視、点検及び安全確保に努めること。また、業務期間中に受講者より苦情や意見等があった場合は、その対応等を含め市へ報告すること。

13 勤務の心得

業務従事者は、服装、態度、言葉使い、守秘義務、法令遵守に十分留意し、受講者との対応に当たっては、常に懇切丁寧な対応を行うものとする。

14 情報の守秘義務

- (1) 本業務の遂行に関して得られた個人情報、外部団体情報等を正当な理由なく第三者に漏えい、又は公表・貸与することを禁止し、守秘義務を負うものとする。なお、委託業務終了後においても同様のものとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては関係法令等を遵守し、監督者との調整及び報告を密に行うこと。

15 疑義について

本業務遂行に当たって本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、速やかに市と協議して決定すること。

16 引き継ぎについて

受託者は、本業務に係る契約の終了後、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継ぎにつとめることとする。具体的な内容については、受託者と市の協議による。

経費支出基準

1. 市と協議の無い経費の支出について

市と協議無く支出した経費や単価に根拠の無い支出については緊急の場合を除き、原則認めない。

2. 講習費

当該事業の講習関係経費等

3. 事業運営費

対象経費

①需用費

- ア 消耗品費…業務の実施に要する消耗品
- イ 印刷製本費…資料、チラシの作成等に要する印刷製本
- ウ 交通費、宿泊費、レンタカー代、燃料費…業務で使用した移動に伴う経費、車両への給油に係る経費
- エ 水道光熱費…事業実施場所となる店舗等の水道光熱費

②使用料及び賃借料

- ア リース料…業務の実施に要するパソコン、複合機のリース料等
- イ 会場使用料…業務で利用する会場等の使用料

③謝礼金及び再委託費

- ア 講師謝礼金及び再委託費…講座等の講師に対する謝礼金及び再委託費

④役務費

- ア 通信運搬費…インターネット回線、電話代金、郵送費等に要する経費
- イ 保険料…施設運営上必要な保険（火災保険等）に要する経費

⑤その他

- ア 本業務の実施に必要な経費であって、上記経費以外に市が必要と認める経費
- イ 本契約成立前に行われた本業務にかかる経費であって、市が必要と認める経費

⑥一般管理費

- ア 直接経費（人事業費）の10%以内とする。

4. 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税（免税事業所にあつては、計上せず証明できる資料を提出）

沖縄市の市民所得

○市町村別 1人当たり 市民所得

沖縄県 41市町村の中での順位は、2011年の29位から、2019年は38位に低下しており、沖縄県全体の1人当たり市町村民所得2,332千円の9割未満に留まる低い所得水準になっている。

表 1人あたり市町村民所得の推移

平成23年度 2011		平成25年度 2013		平成27年度 2015		平成29年度 2017		(単位：千円) 令和元年度 2019	
沖縄県 2,018		沖縄県 2,090		沖縄県 2,179		沖縄県 2,302		沖縄県 2,332	
1	北大東村 4,218	1	北大東村 4,814	1	北大東村 4,119	1	北大東村 4,791	1	北大東村 4,527
2	南大東村 3,061	2	南大東村 3,108	2	南大東村 3,086	2	与那国町 3,775	2	南大東村 3,821
3	渡名喜村 2,912	3	嘉手納町 2,823	3	与那国町 3,080	3	南大東村 3,703	3	与那国町 3,718
4	嘉手納町 2,692	4	渡嘉敷村 2,718	4	嘉手納町 2,958	4	渡名喜村 3,099	4	渡名喜村 3,348
5	渡嘉敷村 2,617	5	渡名喜村 2,703	5	渡名喜村 2,912	5	渡嘉敷村 3,071	5	嘉手納町 3,163
6	北谷町 2,493	6	北谷町 2,580	6	渡嘉敷村 2,858	6	嘉手納町 3,068	6	渡嘉敷村 3,015
7	宜野座村 2,413	7	恩納村 2,544	7	恩納村 2,765	7	恩納村 2,853	7	北谷町 2,840
8	座間味村 2,331	8	与那国町 2,540	8	座間味村 2,722	8	北谷町 2,788	8	那覇市 2,778
9	那覇市 2,313	9	座間味村 2,515	9	北谷町 2,658	9	那覇市 2,698	9	恩納村 2,682
10	与那国町 2,297	10	東村 2,474	10	東村 2,573	10	座間味村 2,661	10	座間味村 2,650
11	恩納村 2,271	11	那覇市 2,444	11	那覇市 2,561	11	竹富町 2,600	11	竹富町 2,577
12	浦添市 2,255	12	竹富町 2,388	12	竹富町 2,403	12	宜野座村 2,572	12	伊是名村 2,575
13	伊是名村 2,192	13	宜野座村 2,334	13	中城村 2,369	13	浦添市 2,526	13	浦添市 2,545
14	竹富町 2,165	14	浦添市 2,268	14	宜野座村 2,363	14	伊是名村 2,447	14	宜野座村 2,543
15	南風原町 2,056	15	伊是名村 2,258	15	浦添市 2,355	15	北中城村 2,444	15	北中城村 2,481
16	栗国村 2,051	16	中城村 2,161	16	北中城村 2,272	16	中城村 2,409	16	南風原町 2,406
17	中城村 2,009	17	南風原町 2,114	17	伊是名村 2,260	17	南風原町 2,359	17	金武町 2,354
18	金武町 1,998	18	石垣市 2,110	18	南風原町 2,219	18	東村 2,318	18	豊見城市 2,345
19	西原町 1,994	19	伊江村 2,079	19	伊江村 2,214	19	多良間村 2,302	19	中城村 2,333
20	豊見城市 1,984	20	金武町 2,079	20	石垣市 2,212	20	西原町 2,295	20	伊平屋村 2,319
21	宜野湾市 1,975	21	宜野湾市 2,050	21	西原町 2,166	21	金武町 2,294	21	西原町 2,304
22	石垣市 1,975	22	西原町 2,032	22	栗国村 2,148	22	石垣市 2,288	22	多良間村 2,258
23	北中城村 1,954	23	豊見城市 2,028	23	金武町 2,147	23	豊見城市 2,273	23	宮古島市 2,236
24	東村 1,944	24	栗国村 2,023	24	豊見城市 2,108	24	伊江村 2,230	24	石垣市 2,235
25	宮古島市 1,902	25	北中城村 2,006	25	宜野湾市 2,103	25	栗国村 2,220	25	久米島町 2,211
26	名護市 1,898	26	名護市 1,991	26	与那原町 2,087	26	宜野湾市 2,212	26	八重瀬町 2,205
27	与那原町 1,876	27	多良間村 1,984	27	名護市 2,041	27	宮古島市 2,182	27	宜野湾市 2,199
28	多良間村 1,872	28	宮古島市 1,973	28	宮古島市 2,037	28	名護市 2,176	28	栗国村 2,195
29	沖縄市 1,850	29	与那原町 1,951	29	多良間村 2,013	29	久米島町 2,164	29	伊江村 2,161
30	伊江村 1,845	30	久米島町 1,915	30	糸満市 2,006	30	国頭村 2,149	30	名護市 2,159
31	読谷村 1,839	31	国頭村 1,865	31	久米島町 1,984	31	与那原町 2,133	31	国頭村 2,156
32	国頭村 1,814	32	伊平屋村 1,861	32	読谷村 1,971	32	糸満市 2,117	32	与那原町 2,151
33	伊平屋村 1,793	33	読谷村 1,853	33	国頭村 1,955	33	八重瀬町 2,108	33	糸満市 2,112
34	八重瀬町 1,778	34	八重瀬町 1,852	34	八重瀬町 1,927	34	読谷村 2,091	34	東村 2,108
35	糸満市 1,774	35	糸満市 1,842	35	南城市 1,909	35	伊平屋村 2,073	35	読谷村 2,100
36	久米島町 1,774	36	沖縄市 1,828	36	伊平屋村 1,901	36	南城市 2,042	36	南城市 2,078
37	南城市 1,720	37	南城市 1,796	37	沖縄市 1,833	37	本部町 1,964	37	本部町 2,056
38	うるま市 1,603	38	うるま市 1,644	38	本部町 1,744	38	沖縄市 1,926	38	沖縄市 1,982
39	本部町 1,555	39	大宜味村 1,638	39	大宜味村 1,707	39	大宜味村 1,855	39	大宜味村 1,907
40	大宜味村 1,538	40	本部町 1,620	40	うるま市 1,702	40	うるま市 1,755	40	うるま市 1,750
41	今帰仁村 1,359	41	今帰仁村 1,391	41	今帰仁村 1,481	41	今帰仁村 1,653	41	今帰仁村 1,705
沖縄市の対県比 91.7%		沖縄市の対県比 87.5%		沖縄市の対県比 84.1%		沖縄市の対県比 83.7%		沖縄市の対県比 85.0%	

出典：沖縄県市町村民所得（各年）

失業率についてみると、依然として全国、沖縄県を全体よりも高い失業率（6.0%）の状況。失業率の傾向を年齢別にみると、沖縄県、沖縄市ともに15～24歳の若年層において失業率が特に高く、全国の同年齢層の失業率と大きな乖離がみられる。

表 労働力人口と完全失業率

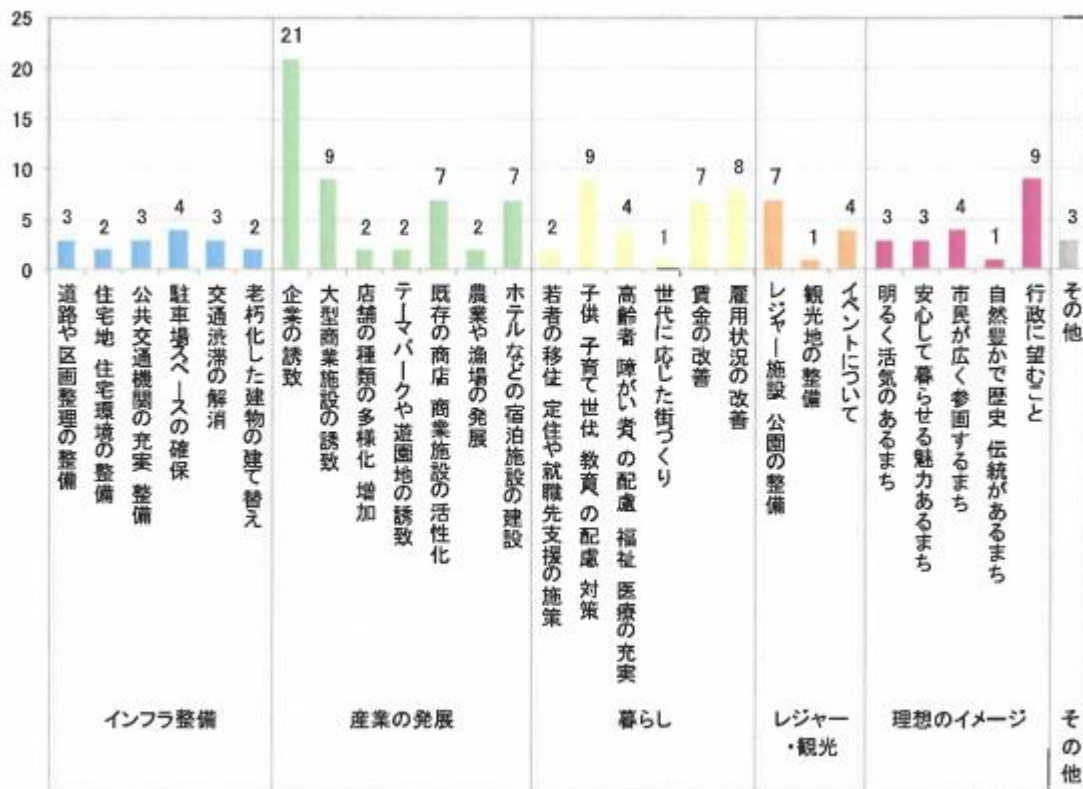
		1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
全国	労働力人口(人)	63,595,339	67,017,987	66,097,816	65,399,685	63,699,101	61,523,327	59,949,767
	完全失業率(%)	3.0	4.3	4.7	6.0	6.4	4.2	3.8
沖縄県	労働力人口(人)	552,719	603,639	613,002	635,849	650,307	629,394	611,102
	完全失業率(%)	7.7	10.3	9.4	11.9	11.0	6.3	5.5
沖縄市	労働力人口(人)	46,997	54,165	53,833	56,281	58,803	53,861	51,759
	完全失業率(%)	10.8	14.0	11.7	13.7	14.5	7.2	6.0

出典：沖縄労働局 発表資料、厚生労働省 発表資料



出典：国勢調査（2020年）

企業誘致や産業の活性化を希望する「産業の発展」が全体の 37.6%と高い結果。



令和4年（2022年12月8日（発送）～12月23日（締切）
住民アンケート調査より